

# 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく飲食料品等の取引の適正化に関する措置事務取扱要領

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知  
制定：令和8年1月30日付け7新食第2252号

## 第1 趣旨

この要領は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令（平成3年政令第256号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「規則」という。）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（令和8年農林水産省告示第83号。以下「基本方針」という。）その他関係法令に基づき、法第36条から第40条までに規定する飲食料品等事業者等が講ずべき措置等、法第41条から第51条までに規定する指定飲食料品等に係る措置の農林水産大臣及び地方農政局長等（地方農政局長及び北海道農政事務所長の総称をいう。以下同じ。）（以下「農林水産大臣等」と総称する。）が行う飲食料品等の取引の適正化に関する措置に関する事務について必要な事項を定める。

## 第2 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等の運用（法第36条から第40条まで関係）

### 1 飲食料品等事業者等の努力義務（法第36条）

（1）飲食料品等事業者等は他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、規則第25条各号の規定による飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）に照らしながら、法第36条各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

（2）飲食料品等事業者等は当該取引の相手方が判断基準に照らして法第36条各号に掲げる措置を実施していないと思料するときは、農林水産大臣等の情報受付窓口に情報提供をすることができる。

### 2 指導及び助言（法第38条）

農林水産大臣等は、1（2）により提供された情報及び法第34条第1項の食品等取引実態調査その他の調査により得られた情報（以下「疑義情報」という。）を踏まえ、飲食料品等事業者等が法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第38条の規定に基づき、当該飲食料品等事業者等に対して、別記様式第1号又は別記様式第2号により、判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な助言又は指導をする。また、当該飲食料品等事業者等に本社があるときは、別記様式第3号により、指導を行った旨の事務連絡を発出する。

### 3 効告及び公表（法第 39 条）

- (1) 農林水産大臣等は疑義情報を踏まえ、飲食料品等事業者等の法第 36 条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、当該飲食料品等事業者等に対して、その判断の根拠及び是正期限を示して、別記様式第 4 号により、当該措置をとるべき旨の効告をする。ただし、当該飲食料品等事業者等に本社があるときは、本社宛に効告する。
- (2) (1) の効告を受けた飲食料品等事業者等が、正当な理由なく、期限内に当該効告に従わなかったとき等は、農林水産大臣等は、法第 39 条第 2 項に基づき、その旨を公表する。農林水産大臣等は公表を行う場合には、別記様式第 5 号により効告を受けた飲食料品等事業者等に対して公表内容を通知する。

### 4 判断の指針

農林水産大臣等は、2 及び 3 の行政指導を、別記第 1 の行政指導指針に基づいて行う。

### 5 報告及び検査（法第 40 条）

- (1) 農林水産大臣等は 3 (1) の効告の実施に必要な限度において、法第 40 条第 1 項の規定に基づき、当該飲食料品等事業者等に対し、法第 36 条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は当該飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場への立入検査を行うことができる。
- (2) 農林水産大臣等は報告徴求を実施する場合には、飲食料品等事業者等に対して、提出を求める資料を明記の上、別記様式第 6 号を交付する。提出資料については、原則として原本ではなく写しとし、調査終了後は当該事業者への還付は行わず、農林水産省において責任を持って廃棄する旨を説明する。
- (3) 農林水産大臣等は立入検査において、証拠隠滅や正確な情報の収集ができなくなるおそれがある場合には、あらかじめ通告することなく立入検査を行うことができる。ただし、できる限り飲食料品等事業者等の業務の妨げとならないよう努めるものとし、このため、あらかじめ必要な検査事項を整理し、能率的な検査を行うようにするとともに、検査実施の時期、時間等の決定に当たっても、被検査者の業務の状況を勘案して行うようとする。また、有効な検査の実施には飲食料品等事業者等の協力が求められる場合もあることから、必要に応じて、事前に当該事業者に対して検査の趣旨及び目的を十分に説明し、その理解と協力を得るよう努める。
- (4) 立入検査をする職員は規則第 37 条による立入検査証を携帯し、検査先に立ち入るべきは、立会人に提示しなければならない。
- (5) 立入検査は飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、違反事実を立証するための資料、取引条件の協議に関する資料（発注書面、取引条件に関する資料、交渉の経緯が分かる資料、帳簿類）等の提示を求めてこれを検査し、関係者の説明の聴取等を行うことにより行う。

### 6 公正取引委員会への通知（法第 52 条）

農林水産大臣等は、1 (2) により提供された情報及び法第 34 条第 1 項の食品等取引実態調査その他の調査又は立入検査で得た情報を精査した結果、食品等の取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項に規定する不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正

取引委員会に対し、その事実を通知する。通知を行う際に、農林水産省が保有する情報であって公正取引委員会から求められた情報については、共有する。

## 7 フードGメン

法第34条第1項及び第3項、第35条、第38条から第40条まで、第52条並びにこれらに附帯する事務を行う本省、地方農政局及び北海道農政事務所の職員を「フードGメン」と称する。

なお、フードGメン及びその業務を管理し、又は監督する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 第3 指定飲食料品等に係る措置の運用（法第42条から第51条まで関係）

### 1 認定指標作成等団体の認定申請の方法等（法第42条）

法第42条第1項に規定する指標作成等業務を行う者として認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、法第42条第2項及び第3項並びに規則第28条の規定に基づき、下記の書類（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を添付の上、別記様式第7号による申請書を、農林水産大臣に提出する。なお、申請書のうち手順書（別紙2）については、特別な事情がある場合においては、概要を提出することも可能とする。その場合においては、事後に詳細について記載した手順書（別紙2）を農林水産大臣に提出することにより、5の（1）の変更の認定の申請を行わなければならない。

- ① 業務規程（法第42条第3項）
- ② 定款又はこれに代わる書面（規則第28条第1号）
- ③ 法人である場合においては、登記事項証明書（同条第2号）
- ④ 別記様式第8号の申請者の適格性に関する誓約書（同条第3号）
- ⑤ 団体の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）及び職員の氏名並びに所属する団体を記載した書類（同条第4号）
- ⑥ 法第42条第1項第1号に規定する指標の作成に参画する者の代表する段階、氏名及び所属する団体を記載した書類（同条第5号）

### 2 認定審査（法第42条及び第43条）

#### （1）認定審査

農林水産大臣は、1による申請があったときは、当該申請について、以下の要件に適合しているか審査する。

- ① 法第42条第4項各号に規定する認定要件を満たしていること
- ② 規則第30条各号に規定する認定要件を満たしていること
- ③ 法第43条の欠格事由に該当しないこと
- ④ 必要な書類が全て提出されていること
- ⑤ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められること

#### （2）標準処理期間

認定指標作成等団体（指標作成等業務を行う者として認定を受けた団体をいう。以下同じ。）の認定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間は、45日とする。ただし、当該標準処理期間から（3）に規定する意見聴取に要する期間

は除く。

### (3) 利害関係人からの意見聴取

農林水産大臣は、(1)の審査の結果、当該申請を認定しようとするときは、規則第31条第1項の規定に基づき、行政手続法第39条の意見公募手続を参考としながら、指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴く。その際、申請書及び業務規程を示し、当該各段階を代表すると認められる者に対して農林水産省ホームページ等を用いて周知するとともに、2週間以上の期間を確保する。

利害関係人として意見を述べようとする者は、規則第31条第2項に基づき、当該事案について利害関係人であることを疎明するため、意見提出の際に利害関係人であることを示す書類を添付することが必要である。農林水産大臣は、提出された意見について、利害関係人に当たるかを確認した上で、必要と判断した場合は申請者に補正を求める。

### (4) 公正取引委員会との協議

農林水産大臣は、(1)の審査の結果、当該申請者を認定しようとするときは、法第42条第6項の規定に基づき、公正取引委員会に協議する。公正取引委員会からの回答は書面（電磁的記録によるものを含む。）により受理する。

## 3 認定結果の通知及び公表（法第42条第7項）

### (1) 認定の通知

農林水産大臣は、当該認定をしたときは、申請者に対して、別記様式第9号（変更の認定をしたときは別記様式第13号）により、その旨を通知する。

### (2) 公正取引委員会への情報共有

農林水産大臣は、認定指標作成等団体の認定をした場合は、その旨を公正取引委員会に情報共有する。

### (3) 不認定の通知

農林水産大臣は、認定指標作成等団体の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第10号（変更の認定をしないときは別記様式第14号）により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知する。

### (4) 認定の公示

農林水産大臣は、当該認定をしたときは、法第42条第7項及び規則32条の規定に基づき、農林水産省ホームページに、認定指標作成等団体の

- ① 認定年月日
  - ② 当該団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - ③ 指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等
  - ④ その他必要な情報
- を公示する。

## 4 認定の申請の取下げ

申請者は、申請を取り下げるときは、別記様式第11号により農林水産大臣に届け出る。

## 5 変更の認定等及び廃止の届出（法第44条及び第45条）

### （1）変更の申請方法等（法第44条第1項）

認定指標作成等団体は、次の①又は②に掲げる事項の変更（（2）の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、法第44条第1項及び規則第35条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、別記様式第12号により、当該変更の認定を受けなければならない。この場合において、1の①から⑤までに掲げる書類の変更を伴うときは、認定指標作成等団体は、当該変更後の書類を添付する。当該変更の認定の手続きは2及び3を準用する。なお、認定指標作成等団体の指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等を変更する場合は、改めて認定指標作成等団体の認定の申請を行う。

① 指標作成等業務の運営体制に関する事項

② 業務規程

### （2）軽微な変更の届出（法第44条第2項）

認定指標作成等団体は、次の①から④までに掲げる事項を変更しようとするときは、法第44条第2項及び規則第34条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、別記様式第15号により、当該変更を届け出なければならない。この場合において、1①から⑤までに掲げる書類の変更を伴うときは、認定指標作成等団体は、当該変更後の書類を添付すること。

① 認定指標作成等団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

② 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

③ 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項

④ 業務規程（業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更に限る。）

農林水産省は、①の変更に係る届出を受けたときは、速やかに農林水産省ホームページの公示内容を修正する。

### （3）廃止の届出（法第45条）

認定指標作成等団体は、その認定に係る指定飲食料品等について指標作成等業務を廃止しようとするときは、廃止の日の30日前までに、農林水産大臣に対して、別記様式第16号により、その旨を届け出なければならない。農林水産省は、当該届出を受けたときは、当該廃止の日に農林水産省ホームページから3（4）の公示内容を削除する。

## 6 指導及び助言、改善命令、認定の取消し（法第47条から第49条まで）

### （1）指導及び助言（法第47条）

農林水産大臣は、次に掲げる場合は、認定指標作成等団体に対して、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項及び措置について、別記様式第17号により、指導及び助言する。

① 認定を受けた指標作成等業務の内容及び業務規程に従って業務が行われていないことが明らかになったが、役職員による過失であることが明らか、かつ、行為自体の悪質性が低く、指標作成等業務に影響を及ぼさない程度のものである場合

② 認定指標作成等団体の業務運営に関し、法第42条第4項各号いずれかに適合しなくなったが、緊急に改善を要しない場合

- ③ その他指標作成等業務の適確かつ確実な運営を確保するために必要な場合  
(2) 改善命令（法第 48 条）

農林水産大臣は、次に掲げる場合は、（1）に掲げる場合を除き、法第 48 条に基づき、当該認定指標作成等団体に対して、別記様式第 18 号によりその改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

- ① 認定を受けた指標作成等業務の内容及び業務規程に従って業務が行われていない場合  
② （1）の指導及び助言を行ったにもかかわらず、当該指導及び助言に従わなかつた場合  
③ その他指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認める場合  
(3) 認定の取消し（法第 49 条）

農林水産大臣は、認定指標作成等団体が法第 49 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、（1）及び（2）に掲げる場合を除き、同項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

(4) 農林水産大臣は、法第 48 条に定められた改善命令を行うときは、行政手続法第 13 条及び第 30 条の規定に基づき、認定指標作成等団体に対し弁明の機会を付与することとし、別記様式第 19 号により、その旨通知する。また、法第 49 条に定められた認定の取消しを行うときは、行政手続法第 13 条及び第 15 条の規定により当該認定指標作成等団体に対し聴聞を行うこととし、別記様式第 20 号により、その旨通知する。このほか、当該認定の取消しの手続きは第 3 の 2 (3) 及び (4) 並びに 3 (2) を準用するとともに、農林水産省ホームページから 3 (4) の公示内容を削除する。なお、弁明の機会の付与の結果、改善命令を行わないこととした場合は、別記様式第 21 号により、また、聴聞の結果、認定の取消しを行わないこととした場合は、別記様式第 22 号により、その旨通知する。

(5) 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の認定を取り消したときは、当該認定指標作成等団体に対して、別記様式第 23 号により、その旨を通知する。

## 7 報告及び検査（法第 51 条）

農林水産大臣は、6 (1) の指導及び助言、(2) の改善命令をしようとするときその他指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法第 51 条第 1 項の規定により、認定指標作成等団体に対して、別記様式第 24 号により、当該指標作成等業務の状況に関する報告を求め、又はその事務所に対する立入検査を行う。

## 附 則

この通知は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 3 の 1 から 4 まで（認定指標作成等団体の認定）の規定は、通知の日から施行する。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく指導及び助言並びに勧告及び公表の指針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条に基づく指導及び助言並びに法第39条に基づく勧告及び公表に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導指針は、次のとおりとする。

## 1 指導及び助言の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をする。

### （1）助言の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるにすぎない場合

### （2）指導の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① 裏付けとなる資料等（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

## 2 勧告及び公表の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

### （1）勧告の指針

前記の勧告の要件について、「飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき」とは、飲食

## 別記第1

料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があつたことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適當と認めるとき

### (2) 公表の指針

前記の公表の要件について、「勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかつたとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

また、公表事項は、次のとおりとする。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行つた場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

### 3 指導及び助言並びに勧告及び公表を行わない場合

1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないことがある。

- ① 農林水産省に情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）から、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないよう要請があつたとき
- ② 指導及び助言並びに勧告及び公表を行うことによって、情報提供者が容易に推測されることが想定されるとき
- ③ 指導及び助言並びに勧告を行つた後、改善状況を確認中であるとき

また、2（1）の規定にかかわらず、農林水産省が調査等に着手する前に、飲食料品等事業者等から自発的な申出があつた場合は、勧告及び公表を行わないことがある。

## 別記第1

### ○参照条文

- ・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）（抜粋）

#### （飲食料品等事業者等の努力義務）

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力をを行うこと。

#### （飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2・3 (略)

#### （指導及び助言）

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

#### （勧告及び公表）

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 別記第1

- ・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）（抜粋）

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条 法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - イ 速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。
  - ロ 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
  - ハ 当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。
- 二 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力をすることにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 三 飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - イ 協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。
  - ロ 取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する助言書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

1 助言の対象となった行為

2 助言の内容

【問合せ先】  
農林水産省○○局 ○○課  
電話：

（施行注意）

- ※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長  
※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）

- ・本件については、貴事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるとの情報を把握した段階であり、努力義務違反の事実が確認されたものではありません。
- ・この助言は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。
- ・助言の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお

## 別記様式第1号

願いいたします。

- ・助言を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
- ・当局から改善報告等を求めることはいたしませんが、自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。
- ・今後、努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があると判断した場合は、指導を行うことがあります。また、今後、努力義務違反が明らかとなった場合において、貴事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行うことがあります。

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1 指導の対象となった行為

2 指導の内容

【問合せ先】  
農林水産省○○局 ○○課  
電話：

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長

※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）

- ・本件については、貴事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）と疑うに足りる相当な理由があると判断している状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません。
- ・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。

## 別記様式第2号

- ・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。
- ・指導を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
- ・当局から改善報告等を求めるることはいたしませんが、自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。
- ・事業所等に指導文書を発出している場合は、本社にも別途連絡を行っております。
- ・今後、努力義務違反が明らかとなった場合において、貴事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行うことがあります。

事務連絡  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導の連絡

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）宛

○○農政局○○課

今般、貴社の下記事業所に対して、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき指導を行いましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

- 1 指導の対象となった事業所
- 2 指導の対象となった行為
- 3 指導の内容

【問合せ先】  
○○農政局 ○○課  
電話：

（備考）

- ・本件については、貴社の上記事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）と疑うに足りる相当な理由があると判断している状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません。
- ・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。
- ・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。

### 別記様式第3号

- ・指導を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
- ・今後、努力義務違反が明らかになった場合において、貴社の上記事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるべきは、勧告を行うことがあります。

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する勧告書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣　名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

下記の是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、法第39条第2項の規定に基づき、当該事実を公表する旨申し添えます。

記

1 勧告の対象となった行為

2 措置の状況が著しく不十分である判断基準

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条第○号

3 判断の根拠

4 勧告の内容

5 是正期限

（施行注意）

※ 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する公表通知書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、下記の内容を公表します。

記

（1）勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

（2）事業の概要

（3）努力義務違反の内容

（4）勧告の内容

（5）勧告を行った年月日

（6）指導又は助言を行った年月日

※勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。

（7）公表を行うに至った理由

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長

※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

別記様式第 6 号

文 書 番 号  
年 月 日

報告徵求書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣　名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について報告を求めます。

記

（施行注意）

※ 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

認定指標作成等団体の認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

団体名及び代表者の氏名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第2項の規定に基づき、次のとおり認定の申請をします。

1 申請者

(1) 団体の名称（フリガナ）：

(2) 住所：（〒 ）

（注1）複数の飲食料品等事業者等である場合にあっては代表である飲食料品等事業者等のものを、団体である場合にあっては当該団体のものを記載すること。

(3) 代表者の氏名（フリガナ）：

(4) 代表者の役職（フリガナ）：

(5) ウェブサイトのアドレス：

（注2）ウェブサイトがある場合のみ記載。

2 指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等

（注3）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第26条各号に掲げる飲食料品等ごとに記載すること。複数の指定飲食料品等を対象とする場合は、すべて記載すること。

（注4）野菜の指標作成等業務に係る申請の場合は、具体的な野菜の種類も併せて記載すること。

3 運営体制

（注5）別紙2に指標作成等業務の手順について記載し、本申請書に添付すること。

4 運営資金の確保

（注6）指標作成等業務の運営に当たり必要な資金（人件費、事業費等に使用する資金等）の額及びその確保の方法に関する事項を記載すること。会費等の自己財源についてはその確保に向けた今後の方針等も記載すること。

5 構成員等

申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体名


(注7) 申請者が、複数の指定飲食料品等事業者等である場合にあっては当該申請者を構成する指定飲食料品等事業者等の名称を、団体である場合にあっては当該団体の主たる構成員又は出資者たる飲食料品等事業者等の名称を、それぞれ記載すること。

(注8) 必要に応じて行を追加して記載すること。

## 別記様式第7号

### 別紙1 添付書類の確認

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 指標作成等業務に関する業務規程
- 2 定款又はこれに代わる書面
- 3 法人にあっては、登記事項証明書
- 4 別記様式第8号の申請者の適格性に関する誓約書
- 5 ① 団体の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）及び職員の氏名並びに所属する団体  
② 法第42条第1項第1号に規定する指標の作成に参画する者の代表する段階、氏名及び所属する団体  
を記載した書類

（注9）①と②に重複がある場合は、その旨を記載すること。

別記様式第7号

別紙2 指標作成等業務の手順書

① 産地、作型、収量、販売地等の条件

② 生産、加工、製造、流通又は販売の各段階で要する費用に係る費目

(例) 生産：労働費、農機具費、肥料費・・・

集荷：運賃、人件費・・・

卸売：

小売：

## 別記様式第7号

### ③ 生産、加工、製造、流通又は販売の各段階で要する費用に係るデータの収集方法及び活用するデータの出典

(例) 生産：指標作成時点における最新の農産物生産費統計（農林水産省）

集荷：指標作成時点における最新のコスト調査（農林水産省）

卸売：指標作成時点における最新のコスト調査（農林水産省）

小売：指標作成時点における最新のコスト調査（農林水産省）

### ④ 基準年（年度）及び改定頻度

(例) 指標作成時点における最新の農産物生産費統計及びコスト調査における調査対象年（年度）を基準年（年度）とする（調査対象年が更新される毎に、そうでない場合は5年毎を目安に、基準年（年度）を改定する）

### ⑤ 最新の指標とするための物価補正等の方法

(例) 生産：労働費については、毎月勤労統計

・・・

集荷：運賃については、企業向けサービス価格指数

・・・

卸売：

・・・

小売：

・・・

## 別記様式第7号

### ⑥ 独自に調査を行う場合の調査方法

（例）

### ⑦ 指標の公表時期及び改定頻度（公表日から起算）

（例）毎年〇月に公表し、改定頻度は1年に1回とする。

（注10）指標を改定した際には、⑧の公表方法により速やかに公表すること。

### ⑧ 指標の公表方法

（例）認定指標作成団体及びコスト指標の作成に参画する者のホームページにおいて公表

### ⑨ 持続的な供給の必要性及び指標に対する理解増進のための情報提供の方法

（例）ホームページにおいてコスト指標の公表と併せて食料システムの各段階の役割及び必要となる費用を解説

年 月 日

適格性に関する誓約書

農林水産大臣 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第43条各号に定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）でない者
- 2 その法人又はその業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）が法及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令（平成3年政令第256号）第2条において定める飲食料品等の取引に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しないもの
- 3 法第49条第1項の規定により認定指標作成等団体の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人
- 4 当該取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

文書番号  
年月日

認定指標作成等団体の認定通知書

団体名及び代表者の氏名 宛

農林水産大臣 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第1項の規定に基づき、下記のとおり、認定指標作成等団体として認定しましたので通知します。

記

1 認定指標作成等団体の名称

2 認定指標作成等団体が行う指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等

文 書 番 号  
年 月 日

認定指標作成等団体の不認定通知書

団体名及び代表者の氏名 宛

農林水産大臣 名

年 月 日付けで申請された認定指標作成等団体の認定申請書については、下記の理由により認定を行わないこととしたので通知します。

記

認定を行わなかった理由

(備考)

認定を行わなかった理由の欄について、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 42 条第 4 項各号及び第 43 条各号並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成 3 年農林水産省令第 38 号）第 30 条各号に規定する要件のうち、認定を行わなかった理由となったものを具体的に記載する。

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であ

## 別記様式第 10 号

つても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

申請取下げの届出

農林水産大臣 殿

団体名及び代表者の氏名

年 月 日付けで申請した認定指標作成等団体の認定申請書を取り下げます。

記

1 申請者

(1) 名称 (フリガナ) :

(注 1) 申請書に記載の名称を記載すること。

(2) 住所 : (〒 )

(3) 代表者の氏名 (フリガナ) :

(4) 代表者の役職 (フリガナ) :

2 指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等

(注 2) 申請書に記載の指定飲食料品等を記載すること。

年 月 日

変更の認定の申請

農林水産大臣 殿

団体名及び代表者の氏名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を申請します。

記

1 変更申請者

- (1) 名称（フリガナ）：
- (2) 住所：（〒 ）
- (3) 代表者の氏名（フリガナ）：
- (4) 代表者の役職（フリガナ）：

2 変更事項

（注1）別紙様式に記載することとし、変更後の書類も添付すること。

3 変更の理由

別記様式第 12 号

別紙様式

3 変更事項 新旧対照表

変更後（注1）	変更前（注2）

注1：変更を求める事項のみ記載する。

2：「変更前」は認定時に提出した申請書に記載されている事項を記載する。

3：変更前及び変更後の変更部分に、それぞれ下線を付す。

文 書 番 号  
年 月 日

変更の認定通知書

団体名及び代表者の氏名 殿

農林水産大臣 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり、変更の認定を行いましたので通知いたします。

記

- 1 変更の認定を受けた認定指標作成等団体の名称
- 2 認定された変更の内容

文 書 番 号  
年 月 日

変更の不認定通知書

団体名及び代表者の氏名 宛

農林水産大臣 名

年 月 日付けで申請された認定指標作成等団体の変更の認定申請書については、下記の理由により変更の認定を行わないこととしたので通知します。

記

認定を行わなかった理由

(備考)

認定を行わなかった理由の欄について、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 44 条第 3 項において準用する第 42 条第 2 項から第 7 項及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第 30 条各号に規定する要件のうち、承認を行わなかった理由となったものを具体的に記載する。

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

軽微な変更の届出

農林水産大臣 殿

団体名及び代表者の氏名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第44条第2項の規定に基づき、下記のとおり軽微な変更を届け出ます。

記

1 変更届出者

- (1) 名称（フリガナ）：
- (2) 住所：（〒 ）
- (3) 代表者の氏名（フリガナ）：
- (4) 代表者の役職（フリガナ）：

2 変更事項

（注1）別紙様式に記載することとし、変更後の書類も添付すること。

3 変更の理由

別記様式第 15 号

別紙様式

3 変更事項 新旧対照表

変更後（注1）	変更前（注2）

注1：変更を求める事項のみ記載する。

2：「変更前」は認定時に提出した申請書に記載されている事項を記載する。

3：変更前及び変更後の変更部分に、それぞれ下線を付す。

年 月 日

指標作成等業務の廃止届出書

農林水産大臣 殿

団体名及び代表者の氏名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第45条の規定に基づき、下記のとおり、認定に係る指定飲食料品等の指標作成等業務の廃止を届け出ます。

記

1 届出者

（1）名称（フリガナ）：

（注1）申請書に記載の名称を記載すること。

（2）住所：（〒 ）

（3）代表者の氏名（フリガナ）：

（4）代表者の役職（フリガナ）：

2 廃止しようとする指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等

（注2）申請書に記載の指定飲食料品等を記載すること。

3 廃止の理由

4 廃止する日（届出日から30日以上経過した日付とすること）

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

文 書 番 号  
年 月 日

認定指標作成等団体に対する指導（助言）書（※）

団体名及び代表者の氏名

農林水産大臣　名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 47 条の規定に基づき指導（助言）します。

記

（施行注意）

※ 施行の際は、指導又は助言のいずれかを選択すること。

文 書 番 号  
年 月 日

改善命令書

団体名及び代表者の氏名

農林水産大臣　名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 48 条の規定に基づき、下記について、改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1　原因となる事実関係

2　命令の内容

3　履行期限

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

文 書 番 号  
年 月 日

改善命令に関する弁明の機会の付与通知書

住所  
氏名 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体については、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、改善命令を行う予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき弁明の機会の付与を行うので、同法第 30 条の規定に基づき下記のとおり通知します。

なお、下記の期限までに弁明書の提出がない場合には、弁明の機会は付与し終えたこととなるので、ご承知おきください。

農林水産大臣 名

記

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

（1）予定される不利益処分の内容

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体に対する改善命令

（2）根拠となる法令の条項

法第 48 条

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先：

期 限： 年 月 日 ( )

4 教示事項

- ① 弁明書及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という）を提出することができる。

## 別記様式第 19 号

- ※ 弁明書には、提出する者の氏名及び住所、弁明の件名並びに弁明の機会の付与に係る事案について意見を記載する。
- ② 弁明の機会の付与に関する一切の手続を委任する代理人を選任することができる。
- ※ 弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出すること。

### (備考)

弁明書及び証拠書類等の提出期限は、施行日の 10 日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

文 書 番 号  
年 月 日

認定の取消しに関する聴聞通知書

住所  
氏名 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体については、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 49 条の規定に基づき、認定を取り消す予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき聴聞を行うので、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会も与えることなく、聴聞を終結することとなるので、ご承知おきください。

農林水産大臣 名

記

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

（1）予定される不利益処分の内容

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体の認定取消し

（2）根拠となる法令の条項

法第 49 条

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 聴聞の期日及び場所

期 日： 年 月 日 ( )

場 所： (住所を記載)

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(組織の名称及び所在地を記載)

5 陳述書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

- ① 送付先 :
- ② 担当者 :
- ③ 連絡先 :

(2) 提出期限

年 月 日 ( ) まで

6 教示事項

① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となつた場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ① (聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載) に出頭する場合には、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

(備考)

- 1 聴聞の期日は、施行日の 10 日後とする。ただし、10 日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の 10 日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

文 書 番 号  
年 月 日

改善命令に関する弁明の機会の付与の結果の通知書

住所  
氏名 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき弁明の機会の付与を行った結果、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 48 条の規定に基づく改善命令は行わないこととしたので通知します。

農林水産大臣 名

文 書 番 号  
年 月 日

認定の取消しに関する聴聞の結果の通知書

住所  
氏名 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定された認定指標作成等団体については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき聴聞を行った結果、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 49 条の規定に基づく認定の取消しは行わないこととしたので通知します。

農林水産大臣 名

文 書 番 号  
年 月 日

認定の取消しについて

認定指標作成等団体 殿

農林水産大臣

○年○月○日付け○○第○○号により認定した下記の認定は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第49条第1項第○号に該当するため、取り消します。

記

1 認定年月日

2 認定指標作成等団体の名称

3 指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等

4 取消し理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

文 書 番 号  
年 月 日

報告徵求書

認定指標作成等団体 殿

農林水産大臣 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について報告を求めます。

記